

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進展や社会経済状況の変化、また、新型コロナウイルス感染症による行動制限などに伴い、子どもやその家庭を取り巻く環境は大きく変容し、子どもたちに深刻な影響を及ぼしています。また、出入国管理及び難民認定法等の改正や外国人市民が増加する中、増加傾向にある外国につながる子どもや、特別な支援が必要な子どもなどに対し、個々の子どもや家庭のニーズに応じた支援が求められています。そのため、複雑かつ深刻化する子どもと家庭を取り巻く状況に対し、子どもの権利施策の一層の推進が必要となっています。

国においては、令和4（2022）年6月に、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため「こども基本法」が成立し、令和5（2023）年4月の施行に合わせたこども家庭庁の設置に向け様々な準備が行われています。

本市においては、子どもが実際に生活している場・地域社会において、子どもの目線に立って、保障されるべき権利を現実社会の中で活かし実現していくため、平成12（2000）年12月に川崎市子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）を制定しました。翌年4月の施行以降、条例第36条<sup>1</sup>の規定に基づき、子どもに関する施策の推進にあたって子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図ることを目的に、川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しています。

行動計画の策定にあたっては、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）からの答申「川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けて～子どもの意見表明・参加を中心に～」（平成16（2004）年8月）、「川崎市子どもの権利に関する行動計画について～子どもの相談・救済及び居場所を中心とした総合的な行動計画の策定に向けて～」（平成19（2007）年6月）を踏まえながら、第1次、第2次行動計画を策定しました。また、第3次行動計画では、推進施策等を精査するとともに、第4次行動計画においては、条例の内容と計画に基づく各施策の関係が明確になるよう体系を整理、第5次行動計画からは、計画の目標がどの程度達成されているかを客観的に評価するために施策の方向ごとに成果指標を設定するなどしながら、取組を推進してきました。

引き続き、多様な主体との協働のもと、条例に基づき、子ども一人ひとりの権利を尊重し、すべての子どもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して行動計画を策定します。

<sup>1</sup> 条例第36条第1項「市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。」

### ～ 川崎市子どもの権利に関する条例とは ～

国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例です。この条例は、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるためのものです。

平成元（1989）年に国連で「児童の権利に関する条約（以下「条約」という。）」（日本は平成6（1994）年批准）が採択されました。条約の採択後、虐待や体罰、いじめなどにより子どもが苦しんでいたことを背景に、本市では子どもは権利の主体であるという条約の理念を踏まえた条例の策定が求められ、平成10年（1998）年に「市民とともに・市全体で・川崎に根ざしたものを」を合言葉に具体的な策定に向けて取組を始めました。約2年間で200回を超える会議や子どもを含めた市民との意見交換を行って条例の骨子案について検証し、平成12（2000）年12月に条例を制定、平成13（2001）年4月に施行しました。

### ～ 川崎市子どもの権利委員会の役割 ～

条例では、第38条で子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の効果・課題を客観的に検証する機関として、人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成される川崎市子どもの権利委員会の設置を定めています。

市長は、施策を進める上での参考にするために権利委員会へ諮問を行い、その答申の内容をこれまでの行動計画の基本目標や施策の方向、重点施策などに反映させてきました。

諮問年	主な諮問事項	権利委員会	反映された行動計画
平成13年	子どもの参加	第1期	第1次（平成17～19年度）
平成16年	子どもの居場所と参加活動の拠点作り	第2期	第2次（平成20～22年度）
平成19年	子どもの相談及び救済	第3期	第3次（平成23～25年度）
平成22年	条例の広報・啓発	第4期	第4次（平成26～28年度）
平成26年	子どもの成長に応じた育ちの支援	第5期	第5次（平成29～31年度）
平成29年	子どもに対する支援の協働・連携	第6期	第6次（令和2～4年度）
令和元年	子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方	第7期	第7次 二本計画

市と権利委員会は、条例施行後、子どもの権利保障の実態を把握するために、川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（以下「実態・意識調査」という。）を定期的実施しています。第7回の実態・意識調査（令和2（2020）年）においては、条例を「知っている」「聞いたことはあるが内容はよくわからない」と答えた子どもが52.5%、大人は33.2%となっており、大人に対する条例の周知がより必要であること、また、7つの権利のうち自分（子ども）にとって大切な権利の選択では、「安心して生きる権利」が子ども・大人・職員共通して最も高い割合となった一方、子どもは7つの権利いずれも10%以上の回答があったが、「参加する権利」については大人・職員両者とも10%を切る回答割合となり、子どもの参加を促進するためにも条例を広報する中で参加の大切さを合わせて伝えていく必要があること、困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「したいけどできない」「したいと思わない」と答えた子どもは63.5%あり、相談しやすい環境づくりを進める必要があることなどがわかりました。

第7期の権利委員会は、実態・意識調査の結果や市民・行政職員との対話（意見交換）の内容等をもとにして施策の検証を行い、「子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方」を市長へ答申しました（令和4（2022）年6月）。この中で、子ども参加・

意見表明の機会・実情を再確認しつつ、より積極的な支援を行うこと等の提言を行いました（P.62 参照）。

条例第36条第2項は、行動計画の策定にあたっては権利委員会の意見を聴くものと規定しています。権利委員会は「第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見」（令和4（2022）年7月）をまとめ、第7次の行動計画を策定するにあたっては、長期化するコロナ禍による子どもに関する課題への対応を進めるとともに、学校での子どもの権利保障が促進される取組、地域の実情や子どもの多様な背景に合わせた居場所を充実させるための取組を重点にすべきとの意見を提出しました。（P.64 参照）。

第7次行動計画はこのような権利委員会の意見と、第6次行動計画から引き続き、現在の社会において見過ごせない課題を踏まえて策定します。

## 2 計画の位置付け

### （1）川崎市総合計画との関係

行動計画は、「川崎市総合計画」と連携し、同計画の政策5-2「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」における「平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進」の中の、「子どもの権利施策推進事業」を推進するための計画として位置付けています。

また、同計画第3期実施計画においては、職員一人ひとりがこれまで以上にSDGsを強く意識して各施策・事務事業に取り組むとともに、市が進める各施策とSDGsとの関係をより市民に分かりやすく伝えるため、総合計画に掲げる施策・事務事業とSDGsの達成に向けた取組を一体的に推進します。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

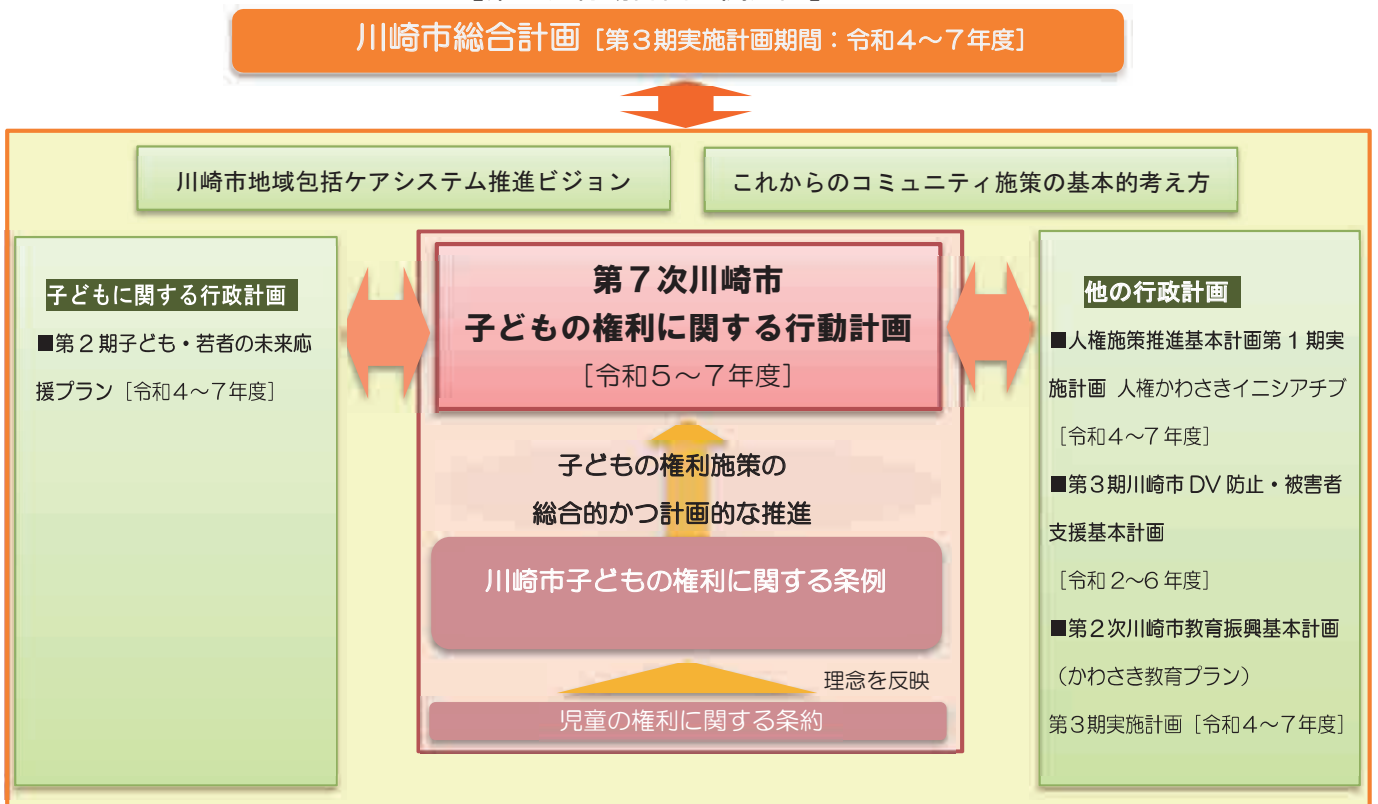


(2) 他の計画等との関係

条例第3条では、市はあらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努めなければならないとしており、条例の理念は子どもに関わるあらゆる施策の指針となるべきものです。

行動計画は、子どもから高齢者まで全ての地域住民を対象にし、本市の個別計画の上位概念に位置付けられる「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」、子どもに関する行政計画である「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」、総合的人権施策の推進を目的とした「川崎市人権施策推進基本計画(人権かわさきイニシアチブ)」、教育に関する行政計画である「川崎市教育振興基本計画(かわさき教育プラン)」等との整合性を図り、各分野における子どもの権利施策を横断的に推進します。

【第7次行動計画の関連図】



3 計画の期間

第7次行動計画の期間は、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3年間とします。